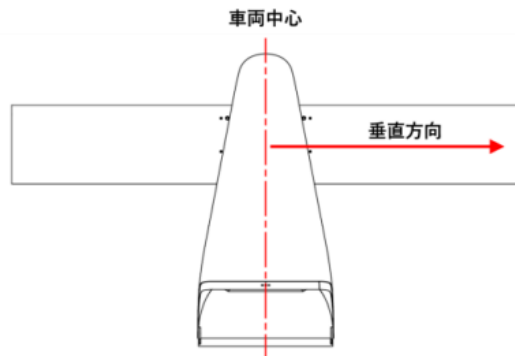


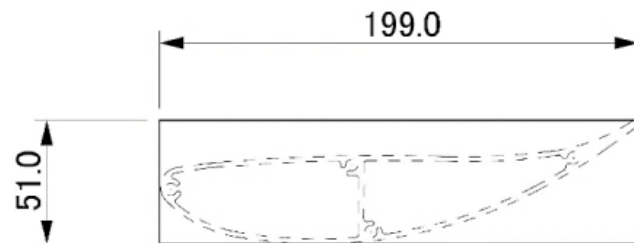
2027年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定 第9章FJ1500規定

(下線部：変更箇所)

2027年規定	2026年規定
第9章 FJ1500 (FJ1500) 第1条 (略) 第2条 車体と寸法 2.1) ～2.9) (略) 2.9.1) ウイング フロントウイングは1枚以下、リアウイングは2枚以下で構成されること。 ウイングは前方および上方から見て長方形であること。 各翼端板は平板とするが、フロントウイングの翼端板の前側（前から見えるすべての面）は半径5mm以上の面を持つこととする。 前端の角部（上側、下側とも）には最小半径35mmのRを付けることが推奨される。この場合R形状を形作る範囲に限り平板とならないことは認められる。 リアウイングを翼端板と車両を結ぶステーとして使用することができるが、前文に規定されるウイングの枚数に含まれる。 予選／決勝レース時に各ウイングを取り外してはならない。 <u>フロントウイング、リアウイングの断面形状は車体の中心を構成する平面に対して、垂直方向に同一断面を維持しなくてはならない（第2-9-1図を参照）。</u> <u>またフロントウイング、リアウイングは第2-9-2図に図示された、規定される長方形のテンプレート内を1枚ずつ通過するものとする。</u>	第9章 FJ1500 (FJ1500) 第1条 (略) 第2条 車体と寸法 2.1) ～2.9) (略) 2.9.1) ウイング フロントウイングは1枚以下、リアウイングは2枚以下で構成されること。 ウイングは前方および上方から見て長方形であること。 各翼端板は平板とするが、フロントウイングの翼端板の前側（前から見えるすべての面）は半径5mm以上の面を持つこととする。 前端の角部（上側、下側とも）には最小半径35mmのRを付けることが推奨される。この場合R形状を形作る範囲に限り平板とならないことは認められる。 リアウイングを翼端板と車両を結ぶステーとして使用することができるが、前文に規定されるウイングの枚数に含まれる。 予選／決勝レース時に各ウイングを取り外してはならない。 <u>前後ウイング断面形状は第2-9-1図に規定される長方形のテンプレート内を通過するものとする。</u>



第2-9-1図



第2-9-2図

2.10) ~ 2.11) (略)

第3条 重量

3.1) 最低重量

大会期間中を通じ525kgを下回ってはならない。

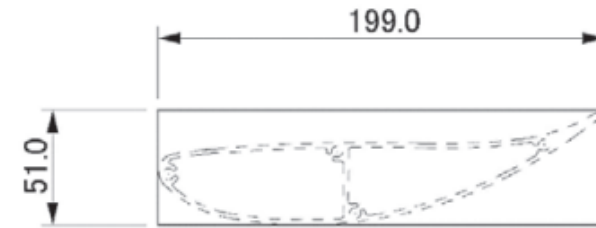
3.2) (略)

第4条~11条 (略)

第12条 安全装備

12.1) (略)

12.2) 衝撃吸収構造体



第2-9-1図

2.10) ~ 2.11) (略)

第3条 重量

3.1) 最低重量

大会期間中を通じ525kgを下回ってはならない。

また、最低重量検証時は、搭載燃料を排出されなければならない。

3.2) (略)

第4条~11条 (略)

第12条 安全装備

12.1) (略)

12.2) 衝撃吸収構造体

1 2. 2. 1) (略)

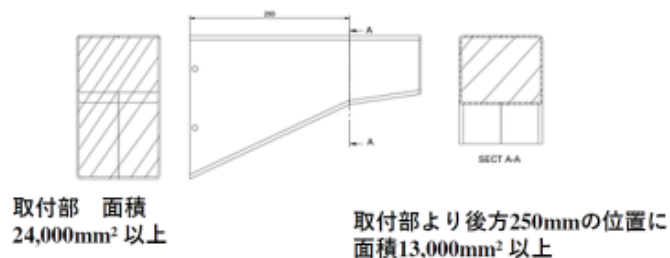
1 2. 2. 2) 後部衝撃吸収構造体

後部衝撃吸収構造体はリアホイール中心線より後方750mm以内に位置し取付けられる。

車両後部中心に6点以上のボルトで強固に固定され、取り付け部面積24,000mm²以上の断面を有すること。取り付け部より後方250mmの位置に少なくとも13,000mm²の面積でなければならない。

これらを構成する部材はアルミ合金5052、厚み2.0mmまたはこれと同等以上の強度を有していなければならない。

この部分にアンチロールバー、リアウイングステー、テールランプ、ジャッキアップポイントを設置しても良く、取り付けのために最小限の切り欠きは許されるが、シャシコンストラクターが販売した状態からの改造は許されない。



第12-2-2図

1 2. 3) ~ 1 2. 7) (略)

1 3条 (略)

以上

1 2. 2. 1) (略)

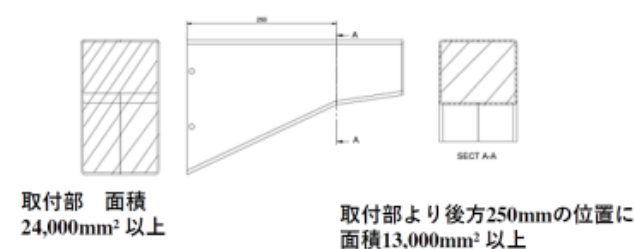
1 2. 2. 2) 後部衝撃吸収構造体

後部衝撃吸収構造体はリアホイール中心線より後方750mm以内に位置し取付けられる。

車両後部中心に6点以上のボルトで強固に固定され、取り付け部面積240,000mm²以上の断面を有すること。取り付け部より後方250mmの位置に少なくとも13,000mm²の面積でなければならない。

これらを構成する部材はアルミ合金5052、厚み2.0mmまたはこれと同等以上の強度を有していなければならない。

この部分にアンチロールバー、リアウイングステー、テールランプ、ジャッキアップポイントを設置しても良く、取り付けのために最小限の切り欠きは許されるが、シャシコンストラクターが販売した状態からの改造は許されない。



第12-2-2図

1 2. 3) ~ 1 2. 7) (略)

1 3条 (略)

以上